

工業・商業の振興に補助金を活用してみませんか？

問 産業課 商工観光係 ☎62-9342

平成29年4月1日より富士見町工業振興条例、富士見町商業振興条例を一部改正しました。これまでより幅広く活用できるようになりました。

□富士見町工業振興条例

町内工業者が生産効率の向上や販路拡大を目的に生産設備の導入に投資し、事業の拡大を図れるよう、生産設備（中古は除く）の導入に対して補助金制度を創設しました。

対象事業	指定基準	補助率及び限度額
生産設備投資促進事業 (第3条第5号)	投下固定資産総額100万円以上であるもの	投下固定資産総額の5/100以内で年間20万円を限度とする。

□富士見町商業振興条例

町内の空店舗を解消し利活用を促進し、駅前商店街の活性化による商業振興を図るため、「空店舗等活用事業」、「商店街等賑わい創設事業」、「商店街環境整備事業」を創設しました。

対象事業	指定基準	補助率及び限度額
空き店舗等活用事業 (第3条第3号)	商業者または商業団体が空き店舗を新たな店舗やコミュニティ施設として利活用するため改修する施設で、投下固定資産総額が50万円以上、かつ、200万円以下であるもの	10/100以内 限度額20万円
	商業者または商業団体が空き店舗を新たな店舗やコミュニティ施設として利活用するため賃借する施設の家賃	10/100以内 限度額年20万円以内とし、2年を限度とする。
商店街等賑わい創出事業 (第3条第4号)	商業団体が商店街等の賑わいを創出するため共同して開催するイベント及び投下固定資産総額が50万円以上で設置する施設の費用の一部で町長が必要と認めるもの	30/100以内 限度額30万円
商店街環境整備事業 (第3条第5号)	商業団体が商店街に共同して設置する施設の費用の一部で町長が必要と認めるもの	30/100以内 限度額30万円

平成29年4月1日以降に投資した事業が対象となります。事業完了後、1年以内に申請をお願いします。対象となる事業者の方はご相談ください。

